

地域枠離脱について

地域枠履行状況等調査について（令和2年3月3

医療従事者の需給に関する検討会
第34回 医師需給分科会

資料1
改

令和2年3月12日

- 全国の都道府県を対象として、自県が奨学金を貸与する地域枠等の医学部生・医師の勤務状況等を調査した。

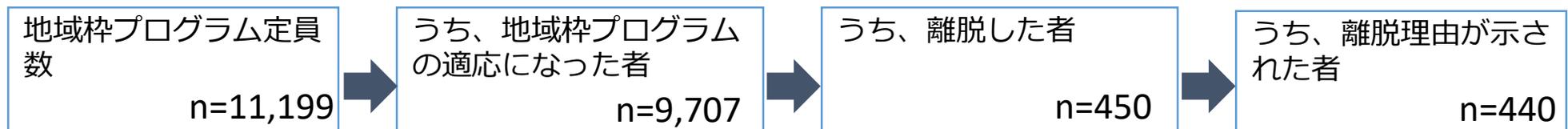
調査手法

- ✓ 厚生労働省から47都道府県に対し、平成20年度以降に設定された地域枠等についてのアンケートを実施した。
- ❖ 回答者： 都道府県
- ❖ 調査期間： 令和元年12月20日～令和2年1月17日

回答状況

- ❖ 回答率： 100%（47都道府県）

解析フロー



※なお、本調査は都道府県を対象とした調査であり、大学を対象とした調査等は数値等が異なる可能性がある。

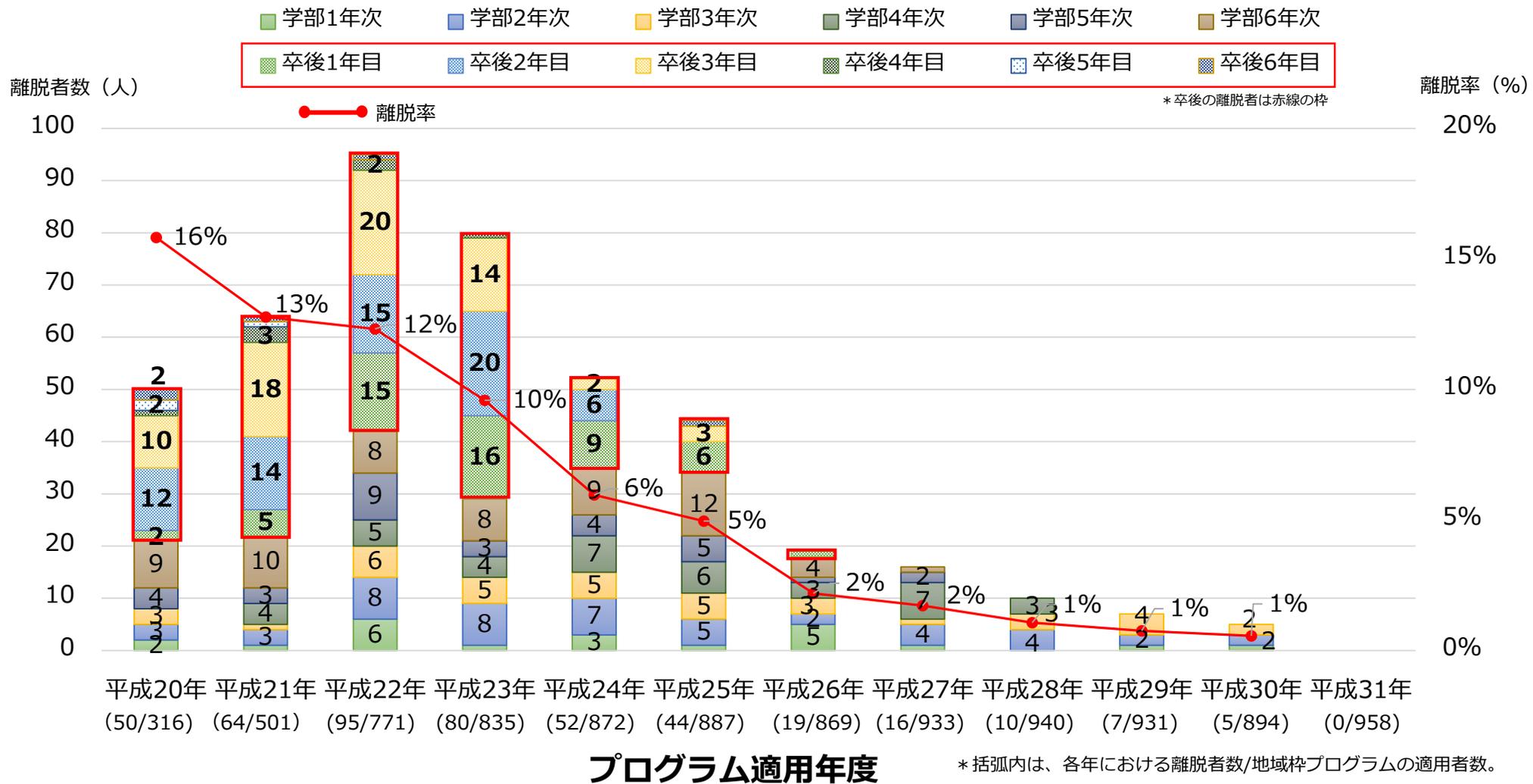
地域枠等学生・医師の離脱状況（年度・離脱時）

医療従事者の需給に関する検討会
第34回 医師需給分科会

資料1

令和2年3月12日

○入学後の年数とともに離脱率が高まる傾向があり、特に学部6年次、卒後1～3年目に離脱する者が多くみられた。



出典：地域枠履行状況等調査(令和元年度) 厚生労働省調べ（回答があった、47都道府県の回答を元に集計）

* 離脱者数は、各年の地域枠入学者のうち、卒後5年の内に、何らかの理由でそのプログラムを離脱した者の数とした。

* 離脱率は、各年の離脱者数を各年の地域枠プログラムの適用者数で除した割合とした。

* グラフにおける離脱者数のラベル表記において、1以下の数値を省略している。

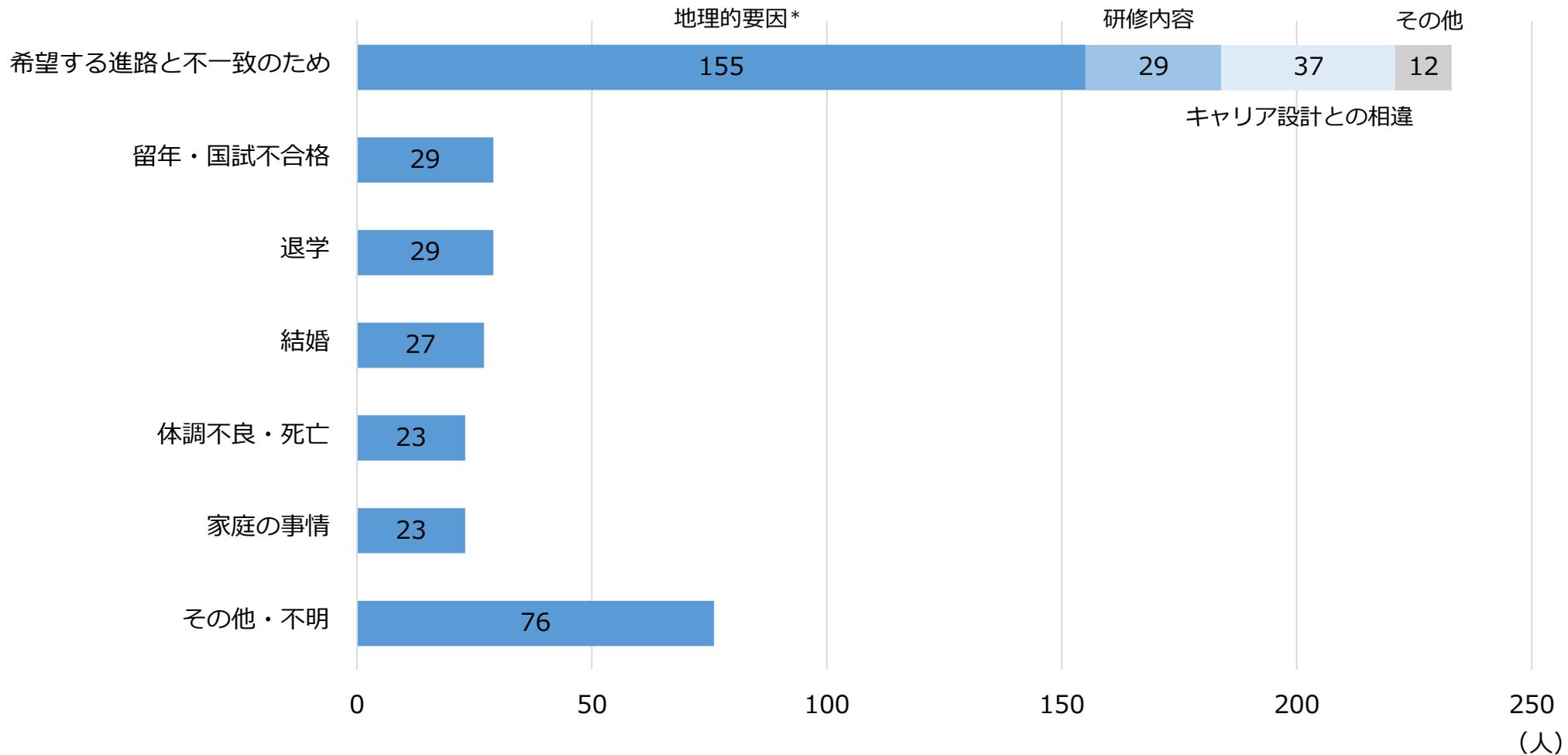
地域枠等学生・医師の離脱理由

医療従事者の需給に関する検討会
第34回 医師需給分科会

資料1

令和2年3月12日

- 地域枠の適応となった学生・医師の離脱理由で最も多い理由は「希望する進路と不一致のため」であった。
- 次いで、「自己都合（理由不明）」、「留年・退学」、「結婚」の理由が多く見られた。



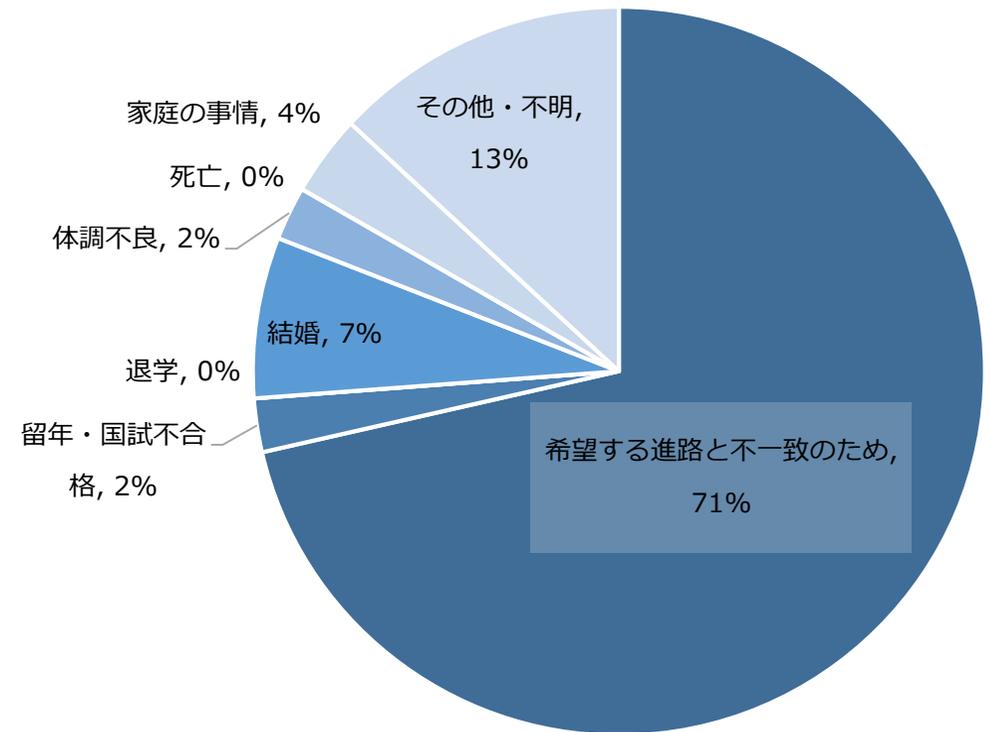
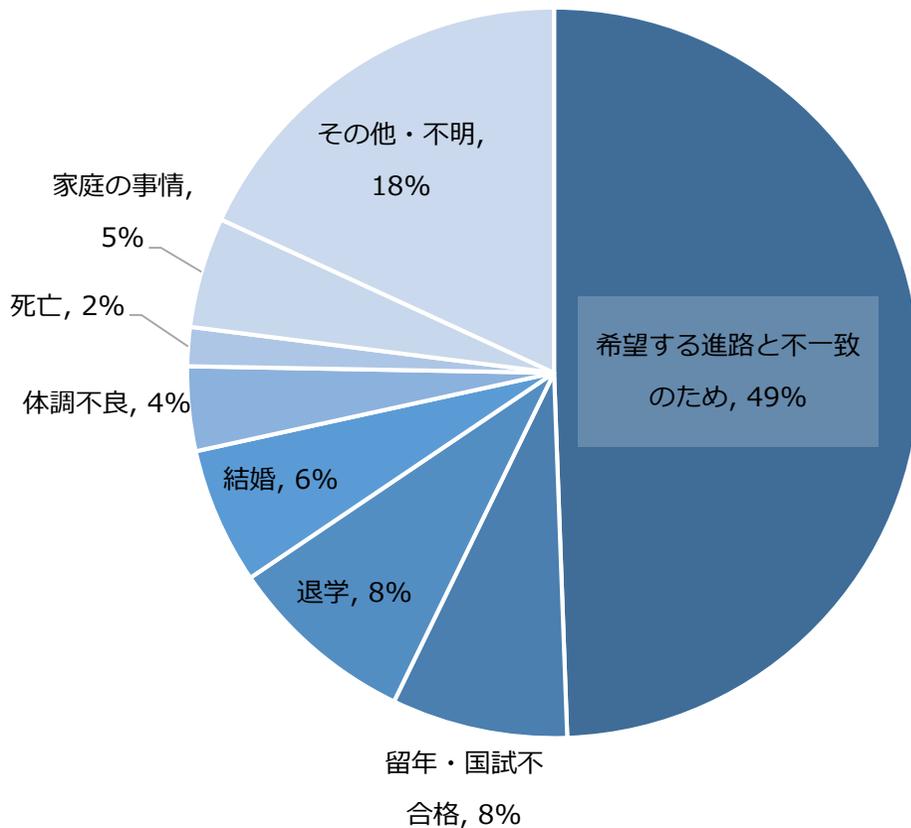
出典：地域枠履行状況等調査(令和元年度) 厚生労働省調べ（回答があった、47都道府県の回答を元に集計）
 * 解析対象は、平成20年～31年に地域枠で医学部に入学し、その後離脱した者のうち離脱理由の回答があった440名。
 * 地理的要因の回答には、「希望する施設が他県であったため」や「出身地に戻りたいため」等が含まれる。
 * その他の回答の内訳は、「従事義務への負担感」、「他団体の修学資金の利用」、「制度への不満」等。
 * 離脱者の中には、都道府県や大学が地域枠からの離脱を妥当としていない者が含まれる。

地域枠等学生・医師の離脱理由（都道府県の了解の有無別）

○地域枠の適応となった学生・医師の離脱理由で最も多い理由は「希望する進路と不一致のため」であり、都道府県が離脱を認めているケースでは49%、認めていないケースでは71%の割合を占めた。

都道府県が離脱を認めている（n=348）

都道府県が離脱を認めていない（n=84）



出典：地域枠履行状況等調査(令和元年度) 厚生労働省調べ（回答があった、47都道府県の回答を元に集計）
 * 解析対象は、平成20年～31年に地域枠で医学部に入学し、その後離脱した者のうち離脱理由の回答があった440名。
 * 地理的要因の回答には、「希望する施設が他県であったため」や「出身地に戻りたいため」等が含まれる。
 * その他の回答の内訳は、「従事義務への負担感」、「他団体の修学資金の利用」、「制度への不満」等。
 * 離脱者の中には、都道府県や大学が地域枠からの離脱を妥当としていない者が含まれる。

初期臨床研修

(第2回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会資料 (R1/7/3) より抜粋)

- 県や大学に十分に確認することなく、**県や大学が地域枠離脱を妥当と評価していない研修希望者を採用決定した臨床研修病院に対して、臨床研修部会でヒアリングを行った上で、規定に則り医師臨床研修費補助金の減額等を行うこと**について、どう考えるか。(→ 令和元年度より開始した。)
 - 上記補助金の減額等に加えて、募集定員の減員(※)又は臨床研修病院の指定の取消しを行うことについて、どう考えるか。(→ 今後検討予定。)
- ※ 改正医師法(平成30年法律第79号)に基づき、令和2年度からは各臨床研修病院の募集定員設定は都道府県が行うことになるが、例えば、国が都道府県毎の募集定員の上限設定の際に、他県の地域枠の研修希望者を採用した臨床研修病院の所在する都道府県の定員上限を減員する、などの対応が考えられる。

専門研修

(厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請 (H30/10/16) より抜粋)

- 地域枠医師が、各都道府県内の専門研修プログラムに優先的に採用され、**他の都道府県の基幹病院による採用を制限される等の仕組みを整えること。**
- (第2回医道審議会医師分科会医師専門研修部会資料 (R2/7/17) より抜粋)
- 今後、都道府県の同意を得ずに専門研修を開始した者については、原則、日本専門医機構の専門医の認定を行わないこととしてはどうか。認定する場合も、都道府県の上承を得ることを必須としてはどうか。(→ 概ね上承。)

地域枠離脱について今後の方向性

現状

- 地域枠離脱が一定数生じている。
(医学部の受験倍率が1を超えていることを踏まえると、地域枠離脱者は、入試の時点で確実に当該都道府県内で医師になるはずだった者の医師になる機会を奪うという道義的責任が残る。)
- 地域枠離脱を防止する観点から、
 - ◆ 都道府県の同意無く地域枠を離脱した医師を採用した臨床研修病院に対して、規定に則り医師臨床研修費補助金の減額等を行うことがある。
 - ◆ 専門研修部会では、都道府県の同意無く地域枠を離脱した医師は、従事要件のかかっている都道府県以外で専門医を取得することは原則不可とし、専門医機構も了承している。



課題

地域枠離脱者、離脱者を採用した病院を対象としたペナルティシステムが構築されているが、都道府県が地域枠離脱に同意するかどうかの判断はケースによって異なる。



方向性

地域枠離脱に関する対応について、一定程度、国の見解を示す必要があるのではないか。

地域枠離脱に関する対応について

- 都道府県は地域枠入学の契約時に、離脱を認める事由（退学・死亡・その他の猶予期間を設定しても当該地域で就業することが特に困難であると考えられる事由等）を明示すること、離脱する際には、都道府県・大学・本人・保護者もしくは法定代理人の同意が必要である旨を明示することが望ましい。
- 都道府県は地域枠離脱があった際には、地域枠学生・医師のサポート体制の見直しを定期的に行うことが望ましい。

離脱事由の例

- ① 家族の介護
- ② 体調不良
- ③ 結婚
- ④ 他の都道府県での就労希望
- ⑤ 指定された診療科以外の診療科への変更
- ⑥ 留年
- ⑦ 国家試験不合格
- ⑧ 退学
- ⑨ 死亡
- ⑩ 国家試験不合格後に医師になることをあきらめる場合

①～⑤の事由がやむを得ないと判断される場合について、従事要件の変更により離脱を回避することが望ましいと考えられる。

① 家族の介護※¹、② 体調不良※¹、③ 結婚、④ 他の都道府県で就労希望
(対応案) 義務年限に猶予期間を設定する等の従事要件の変更をし、再契約する※^{2,3}。

⑤ 指定された診療科以外の診療科への変更
(対応案) 都道府県が不足していると判断した診療科への変更であれば、従事要件の変更をし、再契約する。

※¹ 複数の第三者による事実認定が必要。

※² やむを得ず①-④の事由で当該県を離れた場合であっても、当該県に戻って一定期間従事する、などを想定。

※³ 自治医科大学では結婚協定を結んでいる前例がある。

(自治医科大学卒業生同士で結婚した場合、各都道府県の配慮のもと、特例的に配偶者の出身都道府県での勤務が認められる取り決め。)

都道府県における地域枠の定着促進策の例

- 地域枠履行状況等調査で、各都道府県における好事例が認められた。
- 地域枠の魅力を向上させるため、地域枠の定着率を増加させるために、こうした定着促進策に取り組むことが望ましい。
- 今後、こうした事例を厚生労働省が収集し、都道府県間で共有できるように周知することとしてはどうか。

- ▶ 地域医療支援センター職員や県が設けた寄附講座の教員等によるキャリア形成支援等のサポート
(新潟県：「地域医療のエリートを養成する。」)
- ▶ 地域医療への意識を高めるセミナー、実習、合宿、交流会等の開催
(岡山県、神奈川県、岩手県、鹿児島県、埼玉県)
- ▶ 地域医療支援センターの専任医師によるキャリア相談
(群馬県)
- ▶ 保護者や大学関係者を交えた面談
(北海道、長崎県、茨城県)
- ▶ 個人面談・カウンセリング
(複数県)